



平成 25 年 5 月 10 日

各 位

会社名 株式会社三栄コーポレーション
代表者名 代表取締役社長 小 林 敬 幸
(JASDAQ・コード 8119)
問合せ先 取締役管理本部長 清水 誠二
(TEL 03-3847-3500)

株式併合、単元株式数の変更および発行可能株式数の変更に関するお知らせ

当社は、平成25年5月10日開催の取締役会において、平成25年6月27日開催予定の第64回定時株主総会に、株式の併合(5株を1株に併合)、単元株式数の変更(1,000株から100株に変更)および発行可能株式総数の変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本お知らせにあります単元株式数および発行可能株式総数の変更に係る定款変更案の具体的内容につきましては、平成25年5月10日付「定款一部変更に関するお知らせ」をご参照いただきますようお願いいたします。

記

I. 株式の併合

1. 株式併合の目的

当社株式の発行済株式総数を適正な水準に調整することを目的として株式併合を行います。

さらに、株式併合と同時に「II. 単元株式数の変更」で記載した単元株式数の引下げを行うことで、流動性や適正な最低投資金額を確保することを通じて、当社株式が株式市場においてより適正に評価されるとともに、当社グループ全体のイメージ向上に資することを期待するものです。

2. 株式併合の内容

- (1)併合する株式の種類 普通株式
(2)併合比率 5株を1株に併合する
(3)株式併合により減少する株式数

株式併合前の当社発行済株式総数（平成25年3月31日現在）	12,764,732株
株式併合により減少する株式数	10,211,786株
株式併合後の発行済株式総数	2,552,946株

(注)「株式併合により減少する株式数」は、併合前の発行済株式総数に株式の併合割合を乗じた理論値です。

3. 株式併合により減少する株主数

平成25年3月31日現在の当社株主名簿を前提とした株主構成の割合

保有株式数	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	1,865名(100.00%)	12,764,732株(100.00%)
5株未満(1株～4株)ご所有株主	143名(7.66%)	163株(0.00%)
5株以上ご所有株主	1,722名(92.33%)	12,764,569株(99.99%)

4. 1株未満の端数が生じる場合の処理について

併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じて配分いたします。なお、本株式併合により株式の保有機会を喪失される株主様におかれましては、これまで当社をご支援いただきましたことに御礼申し上げますとともに、株式の保有機会を失うこととなり、深くお詫び申し上げます。

5. 株式併合の日程

取締役会決議日	平成25年5月10日
定時株主総会決議日	平成25年6月27日（予定）
株式併合公告日	平成25年9月10日（予定）
株式併合の基準日	平成25年9月30日（予定）
株式併合の効力発生日	平成25年10月1日（予定）

6. 株式併合の条件

「Ⅱ. 単元株式数の変更」および「Ⅲ. 発行可能株式総数の変更」を含めた当社の資本政策を一体的に実現するために、平成25年6月27日開催予定の当社第64回定時株主総会において、本株式併合に関する議案ならびに単元株式数の変更および発行可能株式総数の変更に係る定款一部変更議案が承認可決されることを条件といたします。

Ⅱ. 単元株式数の変更

1. 単元株式変更の理由

全国証券取引所は、すべての上場内国株券の売買単位を100株に集約すべく「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、その推進のために平成26年4月1日までに売買単位を100株と1,000株の2種類へ集約することを決定しました。

当社といたしましては、売買単位の集約が、投資家を始めとする市場利用者の利便性を向上させることからこの決定を尊重して速やかに対応することとし、当社普通株式の売買単位を1,000株から100株に変更します。この売買単位の変更により、投資家の皆様にとって、より投資しやすい環境を整え、個人投資家層の増加を図ることも目的にしております。

2. 単元株式数の変更の内容

普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

3. 単元株式数変更の日程

取締役会決議日	平成25年5月10日
定時株主総会決議日	平成25年6月27日（予定）
単元株式数変更の法定公告日	平成25年9月10日（予定）
単元株式数変更の効力発生日	平成25年10月1日（予定）

4. 単元株式数変更の条件

「Ⅰ. 株式の併合」および「Ⅲ. 発行可能株式総数の変更」を含めた当社の資本政策を一体的に実現するために、平成25年6月27日開催予定の当社第64回定時株主総会において、平成25年5月10日付「定款一部変更に関するお知らせ」に記載の本単元株式数変更および発行可能株式総数の変更

に関する定款変更議案ならびに株式併合に関する議案が承認可決され、同株式併合の効力が生じることを条件といたします。

※単元株式数の変更に伴い、平成25年9月26日以降、証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更されます。

Ⅲ．発行可能株式総数の変更

1．発行可能株式総数の変更の理由

「Ⅰ．株式の併合」のとおり当社の発行済みの普通株式について5株を1株に併合し、発行済株式総数が12,764,732株から2,552,946株に減少することから、発行可能株式総数の適正化を図るために発行可能株式総数を44,000,000株から8,800,000株に変更することといたします。

2．発行可能株式総数の変更の内容

変更前	44,000,000株
変更後	8,800,000株

3．発行可能株式総数の変更の日程

取締役会決議日	平成25年5月10日
定時株主総会決議日	平成25年6月27日（予定）
発行可能株式総数の変更の効力発生日	平成25年10月1日（予定）

4．発行可能株式総数の変更の条件等

「Ⅰ．株式の併合」および「Ⅱ．単元株式数の変更」を含めた当社の資本政策を一体的に実現するために、平成25年6月27日開催予定の当社第64回定時株主総会において、平成25年5月10日付「定款一部変更に関するお知らせ」に記載の本発行可能株式総数の変更および単元株式数の変更に係る定款変更議案ならびに株式併合に関する議案が承認可決され、同株式併合の効力が生じることを条件といたします。

以 上

添付資料

（ご参考）株式併合と単元株式数の変更に関する Q&A

(ご参考)

株式併合と単元株式数の変更に関する Q&A

Q1. 株式の併合とはどのような意味ですか。

A. 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式とするものです。

当社は、株式併合に併せて単元株式数の引下げを行うことで、流動性や適正な最低投資金額を確保することを通じて、当社株式が株式市場においてより適正に評価されるとともに、当社グループ全体のイメージ向上に資することを期待するものです。

Q2. 単元株式数の変更とはどのような意味ですか。

A. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。

全国の証券取引所ではすべての国内上場会社の売買単位を最終的に100株に集約することを目指しております。これは投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上を目指しているものであり、当社といたしましては、株式併合と併せて実施することで、これに早期に対応することとしました。

Q3. 株式併合は、資産価値に影響を与えないのですか。

A. 株式併合の前後で、会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向など他の要因を別とすれば、株主様がお持ちの株式の資産価値が変わるわけではありません。確かに、保有する株式の数は1/5になり、例えば1,000株お持ちの株主様の株数は200株になりますが、逆に1株当たりの純資産価額は5倍になるからです。よって、株価についても理論上は5倍となります。

Q4. 所有している株式と議決権はどのようにになりますか？

A. 個々の株主様の平成25年9月30日最終の株主名簿に記録された株式数に5分の1を乗じた株式数を平成25年10月1日の株主名簿上の株式数といたします。具体的には、株式併合および単元株式数変更の効力発生の前後で、所有株式数および所有議決権数は次のとおりとなります。

	〈効力発生前〉 平成25年9月30日		〈効力発生後〉 平成25年10月1日			
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式相当分	単元未満
例①	1,000株	1個	200株	2個	—	—
例②	1,200株	1個	240株	2個	—	40株
例③	750株	0個	150株	1個	—	50株
例④	100株	0個	20株	0個	—	20株
例⑤	4株	0個	0株	0個	0.8株	—

Q5. 所有株式数が減れば、受け取れる配当金額が減りませんか。

A. 2014年3月期の中間配当金の基準日は、平成25年9月30日の効力発生前ですので、従前の発表どおりの配当金をお受取りいただけます。なお、平成25年10月1日以降は、ご所有株式数が1/5になりますが、1株当たり配当金を5倍とする予定ですので、業績の変動など他の要因があれば別ですが、株式併合を理由にお受け取りになられる配当金の総額は変わりません。

ただし、株式併合に伴い端数株式が生じる場合、当該端数株式に係る配当は生じませんので、ご注意ください。

Q 6. 株主優待がもらえなくなることはありませんか。

A. 当社では、毎年 9 月 30 日に 1,000 株(1 単位)以上ご所有の株主様に株主優待を実施しておりますが、平成 25 年度の株主優待は、平成 25 年 9 月 30 日を基準日としますので、今までどおりにお受け取りいただけます。平成 26 年度の株主優待は、単元株式数変更・株式併合後の株式数でポイントを算出する仕組みに変更する予定です。

Q 7. 株主自身、何か手続をする必要はありますか。

A. 株主様が当社やお取引の証券会社に対して、特段のお手続きをお取りいただく必要はございません。ただし、現在、ご所有の株式が 5 株未満の株式につきましては、株式併合により 1 株未満の端数株式となるため、これを当社がまとめて市場価格で売却をさせていただき、代金は端数株式相当分に応じて当該株主様にお支払いいたします。なお、株式併合前の保有株式の総数が 5 株未満の株主様につきましては、保有機会を失うこととなります。深くお詫びを申し上げますとともに、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

Q 8. 株式併合により単元未満株式が生じてしまいますが、併合後に買取りや買増しをしてもらえますか。

A. 併合後も単元未満株式の買取りや買増しは可能です。Q. 4 の事例ですと、例②、例③、例④の株主様が該当します。例②の株主様は、40 株について買取りのお申出をしていただくことも、60 株を買増して 100 株とするお申出をしていただくこともできます。また、例③の株主様は、50 株について買取りのお申出をしていただくことも、50 株を買増して 100 株とするお申出をしていただくこともできます。例④の株主様は、20 株について買取りのお申出をしていただくことも、80 株を買増して 100 株とするお申出をしていただくこともできます。

具体的なお手続は、お取引の証券会社または株主名簿管理人(※)までお問い合わせください。

Q 9. 最低投資金額への影響はありますか。

A. 株式併合前の株価 500 円を例にとりますと、株式併合後の 1 株当たりの金額が理論的には 5 倍となりますので、最低投資金額は次のとおりとなります。

	株価	単元株式数	最低投資金額
株式併合前(単元株式数変更前)	500 円	1,000 株	500,000 円
株式併合後(単元株式数変更後)	2,500 円	100 株	250,000 円

※単元株式数の変更および株式併合に関するお問い合わせ先

単元株式数の変更および株式併合についてご不明な点がございましたら、お取引の証券会社または下記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社
証券代行部
電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)

以 上